老人デイサービスセンター白寿園

通所介護 契約書

通所介護 重要事項説明書

- (1) 通所介護 契約書
- (2) 重要事項説明書
- (3) ご利用者の情報の取り扱いについて

-	2	-
---	---	---

通所介護 (デイサービスセンター) 契約書

<u>様</u>(以下「利用者」といいます)と、老人デイサービスセンター白寿園 (以下「事業者」といいます)は、事業者が利用者に対して提供する通所介護について、次の通り 契約いたします。

第1条 (契約の目的)

この契約は、通所介護について定めます。事業者は介護保険法令の趣旨に従い、利用者が尊厳を保持し、その有する能力に応じ、できる限り自立した日常生活を送ることができるように通所介護サービスを提供します。また、利用者は事業者に対しそのサービスに対する料金を支払います。

第2条 (契約期間)

この契約の期間は、令和 年 月 日から利用者の要介護認定の有効期間満了日までとします。

2 契約満了日の7日前までに利用者から文書による解約の申し出がないときは、この契約は同一の内容で更新されます。

第3条 (通所介護計画)

事業者は通所介護計画を作成します。

- 2 通所介護計画は、利用者の希望を取り入れ、居宅サービス計画の内容に沿って介護予防に資する計画を作成します。
- 3 事業者は通所介護計画について、利用者及びその家族に内容を説明します。

第4条 (通所介護の内容)

事業者は別紙の重要事項説明書に定める内容のサービスを提供します。

- 2 通所介護サービスは当事業者の生活相談員、看護職員、介護職員等があたります。
- 3 事業者は第3条に定めた通所介護計画に沿ってサービスを提供します。
- 4 事業者は送迎・入浴・排泄・整容等の介護に当たり、利用者の心身の状況に応じて自立の支援と日常生活の充実に向けた適切な援助を行います。
- 5 通所介護サービスの提供場所は「老人デイサービスセンター白寿園」です。所在地及び 設備のあらましは重要事項説明書に明記されています。
- 6 事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、委員会の設置、指針の整備、研修 及び訓練の実施等必要な措置を講じます。
- 7 事業者は通所介護サービスを提供するに当たって、本人または他の利用者の生命や身体 を保護するため緊急やむを得ない場合(一時性・切迫性・代替性)を除き、身体的拘束その 他利用者の行動を制限する行為を行いません。

第5条 (健康管理)

事業者の看護職員は常に利用者の健康の状況に注意するとともに、健康保持のため適切な措置を講じます。

2 事業者は、老人デイサービスセンター白寿園において感染症が発生し、又はまん延しないように、委員会の設置、指針の整備、研修及び訓練の実施等必要な措置を講じます。

第6条 (相談及び助言)

事業者は常に利用者の心身の状況、環境等の的確な把握に努め、利用者又はその家族の相談 に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行います。

第7条 (サービス内容の変更)

利用者はいつでもサービス内容を変更するよう申し出ることができます。事業者は利用者からのサービス内容の変更の申し出があったときは、この契約の目的に反するなど変更を拒否する正当な理由がない限り、サービスの内容を変更するものとします。

第8条 (緊急時の対応)

通所介護従事者は、利用者の利用中の体調の急変が生じるなど、救急対応を必要とする場合は、利用者の家族、主治医、関係医療機関と連絡を取り必要な措置を講じます。

第9条 (秘密保持義務)

事業者は正当な理由がない限り、その業務上知り得た利用者または家族の情報、秘密を保持する義務を負います。また、情報の管理については、適切に管理し関係する者以外は閲覧できないこととします。

- 2 事業者は、従業者が在職中に知り得た、利用者又は家族の情報、秘密を退職後も保持するよう必要な措置を講じます。
- 3 事業者は、利用者と利用者の家族からの同意を得ない限り、サービス担当者会議において利用者の個人情報を用いません。同意については、文書(情報提供同意書)によって得ることを前提とします。

第10条 (利用料金)

利用者は事業者に、原則としてこの契約に基づく通所介護に要する費用(基本料金)について、負担割合証に記載された割合(1割、2割、3割)を支払います。なお、介護保険被保険者証に支払い方法の変更の記載がある場合はその割合の支払いとなります。

- 2 利用者は、介護保険の適用を超えた部分のサービスを利用する場合は、費用の全額を事業者に支払います。
- 3 事業者はその他の費用として、食費・日常生活用品・処置材料費・行事費等を利用者に 請求できます。
- 4 社会福祉法人等利用者負担減免制度が適用となる方は負担分が 1/4 減額となります。 (老齢福祉年金受給者の方は 1/2 減額になります。)
- 5 生活保護受給者の方は公費負担となります。
- 6 事業者は、通所介護サービスの提供に当たって、予め利用者及び家族に対して当該サービスの内容及び費用の説明を行い、利用者の同意を得ます。

第11条 (利用料金の支払い方法等)

利用者は、通所介護サービスの利用料金の合計額を月毎に支払います。

2 事業者は、当月の利用料金の合計額の請求書を翌月10日以降に利用者に送付します。

- 3 利用者は、当月の利用料金の合計額を翌月20日までに支払います。
- 4 事業者は、利用者からの利用料金の支払いを受けたときは、利用者に領収書を発行します。

第12条 (利用料金の変更)

事業者は、介護保険制度改正等に伴う、利用料金の変更、及び食費の変更等(増額、減額)がある場合、利用者に対し1ヶ月前に文書で通知をし、同意を得ます。

第13条 (契約の終了)

利用者は、下記の理由等がある場合、文書で事業者に通知することでこの契約を解約することができます。

- ① 事業者が正当な理由なくサービスを提供しないとき。
- ② 事業者が守秘義務に違反したとき。
- ③ 事業者が社会通念に逸脱する行為を行ったとき。
- 2 事業者は、下記の理由等がある場合、利用者に対し30日間の予告期間をおいて理由を示した文書で通知することにより、この契約を解約することができます。
- ① 利用者が利用料金を2ヵ月以上滞納し、催促の期限までに支払いがないとき。
- ② 利用者及び家族が事業所との信頼関係を損なう特別な事由に当ることを行った場合
- 3 次の事由に該当する場合は、この契約は自動終了となります。
- ① 利用者が介護保険施設等に入所、入院した場合。
- ② 利用者が要介護認定で要支援又は非該当(自立)と認定された場合。
- ③ 利用者が死亡した場合。
- ④ 通常のサービス実施地域以外の区域に移転した場合。
- ⑤ 認知症対応型共同生活介護の入居等に至った場合。

第14条 (損害賠償)

事業者は、通所介護サービスの提供により事故が発生した場合は、利用者の家族・市町村・利用者に関わる居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

2 事業者は、通所介護サービスを提供する上で、この契約の条項に違反し、または事業者の責に帰すべき理由により利用者の生命、身体、財産等に損害を与えた場合には、その損害を速やかに賠償する義務を負います。但し、利用者故意又は過失が認められる場合には、利用者の置かれた心身の状況を踏まえ相当と認められる限り、損害賠償責任を減じることができるものとします。

第15条(損害賠償がされない場合)

事業者は、自己の責に帰すべき事由がない限り損害賠償責任を負いません。とりわけ以下の各号に該当する場合には、事業者は損害賠償責任を免れます。

- ① 利用者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことに起因して損害が発生した場合。
- ② 利用者が、サービスの実施にあたって重要な事項に関する聴取・確認に対して故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことに専ら起因して損害が発生した場合。
- ③ 利用者の急激な体調の変化等、事業者の実施したサービスを原因としない事由に専ら起

因して損害が発生した場合。

④ 利用者が、事業者もしくはサービス従事者の指示・依頼に反して行った行為に専ら起因して損害が発生した場合。

第16条 (情報の保存)

事業者は、利用者に対する通所介護サービスの提供に関する書類等を整備し、この契約終了 後2年間保存します。

第17条 (居宅介護支援事業者等との連携)

事業者は、通所介護サービスの提供に当たり、居宅介護支援事業者、その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供するものとの密接な連携に努めます。

2 事業者は、通所介護サービスの提供の終了(解約も含む)に際しては、利用者又はその家族に対して相談・助言を行うとともに、終了の旨を居宅介護支援事業者に連絡します。

第18条 (相談・苦情対応)

事業者は、利用者からの相談・苦情等に対する窓口を設け通所介護サービスに関する利用者の要望、苦情に対し速やかに対応します。

2 事業者は、利用者又はその家族が苦情申し立てをした場合に、それを理由として利用者に対しての一切の差別待遇をしません。

第19条 (裁判管轄)

利用者及び事業者は、この契約に関してやむを得ず訴訟となる場合は、利用者の住所地を管轄する裁判所を第一審管轄裁判所とすることを予め合意します。

第20条 (本契約に定めない事項)

利用者及び事業者は、信義誠意をもってこの契約を履行するものとします。

2 事業者は、利用者の人格を尊重するとともに、介護保険法に基づく命令を遵守し、要介護者等のため忠実にこの職務を遂行します。また、この契約に定めない事項については、介護保険法令、その他諸法令の定めるところを尊重し双方が誠意を持って協議のうえ定めます。

上記の契約の成立を証するため、この契約書2通を作成し、利用者及び事業者が捺印の上、 各自その1通を所持します。

利	用	者	住		所		
			氏		名		印
代	理	人	住		所		
			続		柄	利用者の	
			氏		名		印
法		人	所	在	地	静岡県磐田市掛塚3172番地	
			名		称	社会福祉法人 白寿会	
			理	事	長	鈴木 新一	
事	業	者	所	在	地	静岡県磐田市掛塚3172番地	
			名		称	老人デイサービスセンター白寿園	
			管	理	者	平野 弘恵	印



白寿園 通所介護重要事項説明書

当施設は介護保険の指定を受けています。

介護保険事業所番号2276600034号

重要事項説明書とはお伝えする主な内容

この説明書は、静岡県規則に基づき老人デイサービスセンター白寿園 が行う通所介護事業の内容、料金等をまとめた書類です。

- 1. 老人デイサービスセンター白寿園の概要
- 2. 通所介護事業の目的と運営方針
- 3. 職員配置
- 4. 提供サービス
- 5. サービス利用の流れ
- 6. 利用料金
- 7. その他重要事項
- 8. 福祉サービス第三者評価事業
- 9. 苦情の窓口

事業所の概要

老人デイサービスセンター白寿園(以下「当センター」と省略します)は、介護老人福祉施設白寿園に併設された定員40名のデイサービスセンターで、以下の体制により、通所介護(静岡県知事指定)、通所介護相当サービス(磐田市長指定)、通所型サービスA(磐田市長指定)の各事業を運営しています。

名			称	老人デイサービスセンター白寿園
所	右	Ē	地	〒438-0234 静岡県磐田市掛塚3172
電	話	番	号	TEL: 0538-66-5231
F	A X	(番	号	FAX: 0 5 3 8 - 6 6 - 5 5 1 7
法	人種別] / 名	5 称	社会福祉法人 白 寿 会
代	表 者 聙	後・ 旦	6 名	理事長 鈴木 新一 (すずき しんいち)
事	業所職	後・ 日	6 名	管理者 平野 弘恵 (ひらの ひろえ)
介護	護保険事	業所	番号	$2\; 2\; 7\; 6\; 6\; 0\; 0\; 0\; 3\; 4$
営	業	450	日	月曜日から土曜日。ただし原則12月30日~1月3日までは休業します。 また、台風などの自然災害の発生により送迎の安全を確保することが難しいと き、及び感染症等の発生や蔓延により事業の継続が難しい場合、臨時休業と する場合があります(非常災害時の対応参照)。
営	業	時	間	午前8時00分から午後5時00分 ※ 利用時間は午前9時20分から午後4時30分までとします。但 し、利用者は求めにより通常の営業時間を超えてサービスの利用を受 けることができる。
通常	ぎの事業	美実施	区域	磐田市(旧豊岡村地区はのぞく)
利	用	定	員	40名(通所介護、通所介護相当サービス及び通所型サービスAの混 在型)

2.目的・方針

契約書第1・3・4条関係

- 尊厳保持
- 自立支援
- ・生きがい
- 機能維持
- 介護負担軽減

運営方針

- 法令遵守
- ・ケアプラン
- 诵所介護計画
- 説明責任
- ・適切な技術
- ・サービス評価

(1)通所介護事業の目的

当センターでは、介護保険法令及び各種基準に基づき、ご利用者が尊厳を保持し、その有する能力に応じ可能な限り自立した日常生活を営むことができるように、必要な日常生活上の援助および機能訓練を行います。また、ご利用者の社会的孤立感の解消および心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的および精神的負担の軽減を図ることを目的として通所介護事業を運営します。

(2)運営方針

当センターの運営方針は以下のとおりです。

- ①介護保険法、関連する通知などに沿った事業運営を行います。
- ②ケアプランに沿った通所介護計画の作成を行います。
- ③ご利用者ご家族のニーズを踏まえた通所介護計画に基づき通所介護 サービスを行います。
- ④サービス内容・提供方法についてわかりやすく説明いたします。
- ⑤適切な介護技術をもってサービスを提供します。
- ⑥常に提供したサービスの質の管理・評価を行います。

3. 職員配置

当センターでは、静岡県規則(指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する規則)に基づき、以下の職員を配置します。

令和7年4月1日現在

職種	業務内容	勤務形態/配置人数
管理者 (センター主任 兼務)	 ・デイサービスセンター全体の総括 ・通所介護計画の作成 ・職員の一元的管理 ・苦情への対応 ・事業所・法人内のサービス、調整 ・居宅介護支援事業所等他機関との連携 ・職員教育 	常勤・兼務/ 1名
生活相談員	・利用者及び家族に対する相談援助業務・体調不良等により欠員が出た際の人員の調整 (必要に応じて他部署への応援依頼など)・通所介護計画のとりまとめ・その他必要な介護・送迎等の業務	常勤・兼務および 非常勤・兼務/ 3人以上
看護職員	・健康チェック…利用者の健康状態の把握 ・処置、健康に関する助言・家族への連絡 ・機能訓練 ・その他必要な介護・送迎等の業務	常勤・兼務および非常 勤・兼務/ 2人以上
介護職員	・通所介護計画に基づく各種介護業務・行事・クラブ活動等の運営・記録物の作成、その他必要な援助	常勤・専従、兼務および非常勤・専従、兼務 /10人以上
機能訓練指導員	・利用者の機能訓練 ・上記の為のアセスメント、居宅訪問、個別機能訓練計画 の作成、評価等の一連の業務 ・その他送迎等の業務	常勤・専従、兼務/ 2人以上
運転手	・通所介護計画に基づく利用者の送迎・介助	非常勤・兼務/ 4人以上

4.サービス内容

契約書第4条~7条

- ・日常生活の援助
- ・健康状態の確認
- •機能訓練
- ・送迎サービス
- 入浴サービス
- •食事サービス
- 相談・助言など

5. 利用の流れ

契約書第3条/第17条

- ①ケアプラン作成
- ②面接・契約
- ③通所介護計画
- ④利用開始
- ■サービスの終了

契約書第13条

当センターの指定通所介護事業では、以下のサービスを行います。

- 生活援助·・生活動作能力をふまえて必要な介助を行います。
- 2 健康チェック・健康チェック(血圧、脈拍、検温等)を行います。
- **3** 機能訓練・・個別的または集団的に、ご利用者の心身の機能維持の ための訓練や運動、レクリエーション、趣味活動を行います。
- ❹ 送迎··専用車両による送迎、送迎の際の乗降介助を行います。
- 5 入浴・利用者の自立支援を意識して、事業所での入浴サービス及び入浴に伴う介助を行います。
- **6** 食事…ご利用者の身体状況によって適切な栄養量、形態、内容の 食事を提供します。また、食事介助を行います。
- ↑ 相談・・ご利用者およびその家族の日常生活における介護等に関する相談および助言を行います。

通所介護サービスは要介護1以上に認定された方を対象とする事業です。サービス利用に際しては、介護支援専門員(ケアマネジャー)に相談し、居宅サービス計画(ケアプラン)を作成してもらいます。その後、当センターへのサービス依頼をいただき、センター職員が面接にうかがいます。そこで、契約書およびこの資料(重要事項説明書)に基づくサービス内容・利用料金等の説明を行い、契約を結びます。また、具体的なサービス内容を記した通所介護計画についても利用に際して同意をいただき、サービスがスタートします。

当センター契約書第13条に定める「サービスが自動的に終了する場合」には、以下の5点が該当します。

- ① ご利用者が介護保険施設等(※01)に入所、入院した場合。※01 介護老人福祉施設・介護老人保健施設・介護療養型医療施設・介護医療院及び特定施設入居者生活介護
- ② ご利用者が要介護認定で要支援又は非該当(自立)と認定された場合。
- ③ ご利用者が死亡した場合。
- ④ 通常のサービス実施地域以外の区域に移転した場合。
- ⑤ 認知症対応型共同生活介護の入居等(※02)に至った場合。 ※02小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護、 地域密着型介護老人福祉施設、地域密着型特定施設入居者生活介 護

6.利用料金

契約書第 10 条~12 条

通所介護の利用料金は、介護保険適用となる部分(表 0 1 基本料金/表 0 2 加算等)について負担割合証に記載された割合(1割、2割、3割)を支払います。また、食費や実費(表 0 3)に関しても料金を支払います。なお、支払い方法の変更がある場合はその割合の支払いとなります。

■表01 通所介護の基本料金

	基;	本 料 金	
要介護度	7時間以上 8時間未満	8時間以上 9時間未満	
要介護1	6 2 9 単位/日	6 4 7 単位/日	
要介護2	7 4 4 単位/日	765 単位/日	
要介護3	861 単位/日	885 単位/日	
要介護4	980 単位/日	1,007 単位/日	
要介護5	1,097 単位/日	1, 127 単位/日	

■表02 通所介護の加算・減算

02		T > > 10 - 10 - 10 - 10 - 10 - 10 - 10 -
加算等の名称	単位数	主な算定要件
入浴介助加算(I)	40単位	入浴介助を適切に行うことができる人員及び設備を有して行われる入浴介助であること、且つ入浴介助に関わる職員に対し、入浴介助に関する研修等を行う体制にある場合の加算。
入浴介助加算(Ⅱ)	5 5 単位	入浴介助加(I)の要件に加えて、利用者の動作及び浴室 の環境の評価を行うことができる専門的知識及び経験を 有する者が、利用者の居宅を訪問し、浴室における当該 利用者の動作及び浴室の環境を評価を行っている場合の 加算。
個別機能訓練加算 (I)イ	5 6 単位	専従1名以上配置(配置時間の定めなし)。機能訓練指導員等が、利用者の居宅を訪問し、ニーズを把握するとともに、居宅での生活状況を確認し、多職種が共同で個別機能訓練計画書を利用者ごとに作成した上で機能訓練を行っている場合の加算。
個別機能訓練加算 (I)ロ	7 6 単位	個別機能訓練加算(I)イの要件に加えて、専従1名以上 配置(配置時間の定め無し)し、多職種が共同で個別機 能訓練計画書を利用者ごとに作成した上で機能訓練を行 っている場合の加算。
個別機能訓練加算 (Ⅱ)	20単位	個別機能訓練加算(I)に加えて、個別機能訓練計画等の 内容を厚生労働省に提出し、フィードバックを受けてい る場合の加算。
認知症加算	60単位	○指定基準で配置すべき看護職員又は介護職員に加え、 看護職員又は介護職員を常勤換算方法で2以上確保していること。 ○前年度又は算定日が属する月の前3か月間の利用者の総数のうち、認知症高齢者の日常生活自立度Ⅲ以上の利用者の占める割合が15%以上であること。 ○通所介護を行う時間帯を通じて、認知症介護実践者研修等を終了した者を1名以上配置していること。

			○従業者に対する認知症ケアに関する事例の検討や技術
			的指導に係る会議を定期的に開催していること。
			○指定基準で配置すべき看護職員又は介護職員に加え、
			看護職員又は介護職員を常勤換算方法で2以上確保して
	J. T. + + > - 11.44		いること。
\square	中重度者ケア体制	45単位	○前年度又は算定日が属する月の前3か月間の利用者の
	加算		総数のうち、要介護3以上の利用者の占める割合が3
			0%以上であること。
			○通所介護を行う時間帯を通じて、看護職員を1名以上
			配置していること。
	サービス提供体制	22単位	以下の要件のいずれかを満たす場合の加算。①介護福祉
	強化加算(I)		士70%以上/②勤続10年以上介護福祉士25%以上
\square	サービス提供強化	18単位	介護福祉士50%以上配置されている場合の加算。
	加算(Ⅱ)		
	サービス提供強化	6 単位	以下の要件のいずれかを満たす場合の加算。①介護福祉
	加算(Ⅲ)		士40%以上/②勤続7年以上30%以上
	生活機能向上連携	100単位	訪問リハビリテーション、通所リハビリテーション、リ
	加算 (I)		ハビリテーションを実施している医療提供施設の理学療
			法士等が当該サービス事業所を訪問せずに、利用者の状
			態を適切に把握し助言した場合の加算。
	生活機能向上連携	200単位	訪問リハビリテーション、通所リハビリテーション、リ
	加算(Ⅱ)		ハビリテーションを実施している医療提供施設の理学療
			法士等と必要な連携を行った場合に算定できる加算で
			す。
	ADL維持等加算	30単位	評価対象利用者等の調整済ADL利得を平均して得た値
	7 7 7 WE 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	0 0 1 122	
	(I)		が 1 以上である場合の加算。
		60単位	
	(I)		が1以上である場合の加算。
	(I) ADL維持等加算		が1以上である場合の加算。 評価対象利用者等の調整済ADL利得を平均して得た値
	(I) ADL維持等加算 (Ⅱ)	60単位	が1以上である場合の加算。 評価対象利用者等の調整済ADL利得を平均して得た値 が3以上である場合の加算。
	(I) ADL維持等加算 (Ⅱ)	60単位	が1以上である場合の加算。 評価対象利用者等の調整済ADL利得を平均して得た値が3以上である場合の加算。 栄養改善が必要な者を的確に把握し、栄養改善サービス
	(I) ADL維持等加算 (Ⅱ)	60単位	が1以上である場合の加算。 評価対象利用者等の調整済ADL利得を平均して得た値が3以上である場合の加算。 栄養改善が必要な者を的確に把握し、栄養改善サービスの提供に当たって、必要に応じ居宅を訪問した場合の加
	(I) ADL維持等加算 (Ⅱ) 栄養改善加算	60単位 200単位	が1以上である場合の加算。 評価対象利用者等の調整済ADL利得を平均して得た値が3以上である場合の加算。 栄養改善が必要な者を的確に把握し、栄養改善サービスの提供に当たって、必要に応じ居宅を訪問した場合の加算。
	(I) ADL維持等加算 (Ⅱ) 栄養改善加算 口腔機能向上加算	60単位 200単位	が1以上である場合の加算。 評価対象利用者等の調整済ADL利得を平均して得た値が3以上である場合の加算。 栄養改善が必要な者を的確に把握し、栄養改善サービスの提供に当たって、必要に応じ居宅を訪問した場合の加算。 言語聴覚士、歯科衛生士又は看護職員を1名以上配置。
	(I) ADL維持等加算 (Ⅱ) 栄養改善加算 口腔機能向上加算	60単位 200単位	が1以上である場合の加算。 評価対象利用者等の調整済ADL利得を平均して得た値が3以上である場合の加算。 栄養改善が必要な者を的確に把握し、栄養改善サービスの提供に当たって、必要に応じ居宅を訪問した場合の加算。 言語聴覚士、歯科衛生士又は看護職員を1名以上配置。 ○共同して口腔機能改善管理指導計画を作成
	(I) ADL維持等加算 (Ⅱ) 栄養改善加算 口腔機能向上加算 (I)	6 0 単位 2 0 0 単位 1 5 0 単位	が1以上である場合の加算。 評価対象利用者等の調整済ADL利得を平均して得た値が3以上である場合の加算。 栄養改善が必要な者を的確に把握し、栄養改善サービスの提供に当たって、必要に応じ居宅を訪問した場合の加算。 言語聴覚士、歯科衛生士又は看護職員を1名以上配置。 ○共同して口腔機能改善管理指導計画を作成 ○サービスを行い、定期的に記録、定期的な評価
	(I) ADL維持等加算 (Ⅱ) 栄養改善加算 □腔機能向上加算 (I) □腔機能向上加算	6 0 単位 2 0 0 単位 1 5 0 単位	が1以上である場合の加算。 評価対象利用者等の調整済ADL利得を平均して得た値が3以上である場合の加算。 栄養改善が必要な者を的確に把握し、栄養改善サービスの提供に当たって、必要に応じ居宅を訪問した場合の加算。 言語聴覚士、歯科衛生士又は看護職員を1名以上配置。 ○共同して口腔機能改善管理指導計画を作成 ○サービスを行い、定期的に記録、定期的な評価 口腔機能向上加算(I)の取組に加え、口腔機能改善管
	(I) ADL維持等加算 (Ⅱ) 栄養改善加算 □腔機能向上加算 (I) □腔機能向上加算	6 0 単位 2 0 0 単位 1 5 0 単位	が1以上である場合の加算。 評価対象利用者等の調整済ADL利得を平均して得た値が3以上である場合の加算。 栄養改善が必要な者を的確に把握し、栄養改善サービスの提供に当たって、必要に応じ居宅を訪問した場合の加算。 言語聴覚士、歯科衛生士又は看護職員を1名以上配置。 ○共同して口腔機能改善管理指導計画を作成 ○サービスを行い、定期的に記録、定期的な評価 口腔機能向上加算(I)の取組に加え、口腔機能改善管理指導計画等の情報を厚生労働省に提出し、口腔機能向
	(I) ADL維持等加算 (Ⅱ) 栄養改善加算 □腔機能向上加算 (I) □腔機能向上加算	6 0 単位 2 0 0 単位 1 5 0 単位	が1以上である場合の加算。 評価対象利用者等の調整済ADL利得を平均して得た値が3以上である場合の加算。 栄養改善が必要な者を的確に把握し、栄養改善サービスの提供に当たって、必要に応じ居宅を訪問した場合の加算。 言語聴覚士、歯科衛生士又は看護職員を1名以上配置。 ○共同して口腔機能改善管理指導計画を作成 ○サービスを行い、定期的に記録、定期的な評価 口腔機能向上加算(I)の取組に加え、口腔機能改善管理指導計画等の情報を厚生労働省に提出し、口腔機能向上サービスの実施にあたって当該情報その他口腔衛生の
	(I) ADL維持等加算 (Ⅱ) 栄養改善加算 □腔機能向上加算 (I) □腔機能向上加算 (Ⅱ)	6 0 単位 2 0 0 単位 1 5 0 単位	が1以上である場合の加算。 評価対象利用者等の調整済ADL利得を平均して得た値が3以上である場合の加算。 栄養改善が必要な者を的確に把握し、栄養改善サービスの提供に当たって、必要に応じ居宅を訪問した場合の加算。 言語聴覚士、歯科衛生士又は看護職員を1名以上配置。 ○共同して口腔機能改善管理指導計画を作成 ○サービスを行い、定期的に記録、定期的な評価 口腔機能向上加算(I)の取組に加え、口腔機能改善管理指導計画等の情報を厚生労働省に提出し、口腔機能向上サービスの実施にあたって当該情報その他口腔衛生の管理の適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用し
	(I) ADL維持等加算 (Ⅱ) 栄養改善加算 □腔機能向上加算 (I) □腔機能向上加算 (Ⅱ)	60単位 200単位 150単位 160単位	が1以上である場合の加算。 評価対象利用者等の調整済ADL利得を平均して得た値が3以上である場合の加算。 栄養改善が必要な者を的確に把握し、栄養改善サービスの提供に当たって、必要に応じ居宅を訪問した場合の加算。 言語聴覚士、歯科衛生士又は看護職員を1名以上配置。 ○共同して口腔機能改善管理指導計画を作成 ○サービスを行い、定期的に記録、定期的な評価 口腔機能向上加算(I)の取組に加え、口腔機能改善管理指導計画等の情報を厚生労働省に提出し、口腔機能向上サービスの実施にあたって当該情報その他口腔衛生の管理の適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用している場合の加算。 通所系サービスについて、ADL値、栄養状態、口腔機
	(I) ADL維持等加算 (Ⅱ) 栄養改善加算 □腔機能向上加算 (I) □腔機能向上加算 (Ⅱ)	60単位 200単位 150単位 160単位	が1以上である場合の加算。 評価対象利用者等の調整済ADL利得を平均して得た値が3以上である場合の加算。 栄養改善が必要な者を的確に把握し、栄養改善サービスの提供に当たって、必要に応じ居宅を訪問した場合の加算。 言語聴覚士、歯科衛生士又は看護職員を1名以上配置。 ○共同して口腔機能改善管理指導計画を作成 ○サービスを行い、定期的に記録、定期的な評価 口腔機能向上加算(I)の取組に加え、口腔機能改善管理指導計画等の情報を厚生労働省に提出し、口腔機能向上サービスの実施にあたって当該情報その他口腔衛生の管理の適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用している場合の加算。 通所系サービスについて、ADL値、栄養状態、口腔機能、認知症の状況その他の入所者の心身の状況等に係る
	(I) ADL維持等加算 (Ⅱ) 栄養改善加算 □腔機能向上加算 (I) □腔機能向上加算 (Ⅱ)	60単位 200単位 150単位 160単位	が1以上である場合の加算。 評価対象利用者等の調整済ADL利得を平均して得た値が3以上である場合の加算。 栄養改善が必要な者を的確に把握し、栄養改善サービスの提供に当たって、必要に応じ居宅を訪問した場合の加算。 言語聴覚士、歯科衛生士又は看護職員を1名以上配置。 ○共同して口腔機能改善管理指導計画を作成 ○サービスを行い、定期的に記録、定期的な評価 口腔機能向上加算(I)の取組に加え、口腔機能改善管理指導計画等の情報を厚生労働省に提出し、口腔機能向上サービスの実施にあたって当該情報その他口腔衛生の管理の適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用している場合の加算。 通所系サービスについて、ADL値、栄養状態、口腔機能、認知症の状況その他の入所者の心身の状況等に係る基本的な情報を、厚生労働省に提出し、且つ必要に応じ
	(I) ADL維持等加算 (Ⅱ) 栄養改善加算 □腔機能向上加算 (I) □腔機能向上加算 (Ⅱ)	60単位 200単位 150単位 160単位	が1以上である場合の加算。 評価対象利用者等の調整済ADL利得を平均して得た値が3以上である場合の加算。 栄養改善が必要な者を的確に把握し、栄養改善サービスの提供に当たって、必要に応じ居宅を訪問した場合の加算。 言語聴覚士、歯科衛生士又は看護職員を1名以上配置。 ○共同して口腔機能改善管理指導計画を作成 ○サービスを行い、定期的に記録、定期的な評価 口腔機能向上加算(I)の取組に加え、口腔機能改善管理指導計画等の情報を厚生労働省に提出し、口腔機能向上サービスの実施にあたって当該情報その他口腔衛生の管理の適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用している場合の加算。 通所系サービスについて、ADL値、栄養状態、口腔機能、認知症の状況その他の入所者の心身の状況等に係る基本的な情報を、厚生労働省に提出し、且つ必要に応じてサービス計画を見直すなど、サービスの提供に当たっ
	(I) ADL維持等加算 (Ⅱ) 栄養改善加算 口腔機能向上加算 (I) 口腔機能向上加算 (Ⅱ) 科学的介護推進体 制加算	60単位 200単位 150単位 160単位 40単位	が1以上である場合の加算。 評価対象利用者等の調整済ADL利得を平均して得た値が3以上である場合の加算。 栄養改善が必要な者を的確に把握し、栄養改善サービスの提供に当たって、必要に応じ居宅を訪問した場合の加算。 言語聴覚士、歯科衛生士又は看護職員を1名以上配置。 ○共同して口腔機能改善管理指導計画を作成 ○サービスを行い、定期的に記録、定期的な評価 口腔機能向上加算(I)の取組に加え、口腔機能改善管理指導計画等の情報を厚生労働省に提出し、口腔機能向上サービスの実施にあたって当該情報その他口腔衛生の管理の適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用している場合の加算。 通所系サービスについて、ADL値、栄養状態、口腔機能、認知症の状況その他の入所者の心身の状況等に係る基本的な情報を、厚生労働省に提出し、且つ必要に応じてサービス計画を見直すなど、サービスの提供に当たって、必要な情報を活用している場合の加算。
	(I) ADL維持等加算 (Ⅱ) 栄養改善加算 口腔機能向上加算 (I) 口腔機能向上加算 (Ⅱ) 科学的介護推進体 制加算 送迎未実施	60単位 200単位 150単位 160単位 40単位 -47単位	が1以上である場合の加算。 評価対象利用者等の調整済ADL利得を平均して得た値が3以上である場合の加算。 栄養改善が必要な者を的確に把握し、栄養改善サービスの提供に当たって、必要に応じ居宅を訪問した場合の加算。 言語聴覚士、歯科衛生士又は看護職員を1名以上配置。○共同して口腔機能改善管理指導計画を作成○サービスを行い、定期的に記録、定期的な評価口腔機能向上加算(I)の取組に加え、口腔機能改善管理指導計画等の情報を厚生労働省に提出し、口腔機能向上サービスの実施にあたって当該情報その他口腔衛生の管理の適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用している場合の加算。 通所系サービスについて、ADL値、栄養状態、口腔機能、認知症の状況その他の入所者の心身の状況等に係る基本的な情報を、厚生労働省に提出し、且つ必要に応じてサービス計画を見直すなど、サービスの提供に当たって、必要な情報を活用している場合の加算。 送迎を事業所で行わなかった場合に算定する減算。
	(I) ADL維持等加算 (Ⅱ) 栄養改善加算 □腔機能向上加算 (Ⅰ) □腔機能向上加算 (Ⅱ) 科学的介護推進体制加算 送迎未実施 介護職員等処遇改	60単位 200単位 150単位 160単位 40単位	が1以上である場合の加算。 評価対象利用者等の調整済ADL利得を平均して得た値が3以上である場合の加算。 栄養改善が必要な者を的確に把握し、栄養改善サービスの提供に当たって、必要に応じ居宅を訪問した場合の加算。 言語聴覚士、歯科衛生士又は看護職員を1名以上配置。 ○共同して口腔機能改善管理指導計画を作成 ○サービスを行い、定期的に記録、定期的な評価 口腔機能向上加算(I)の取組に加え、口腔機能改善管理指導計画等の情報を厚生労働省に提出し、口腔機能向上サービスの実施にあたって当該情報その他口腔衛生の管理の適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用している場合の加算。 通所系サービスについて、ADL値、栄養状態、口腔機能、認知症の状況その他の入所者の心身の状況等に係る基本的な情報を、厚生労働省に提出し、且つ必要に応じてサービス計画を見直すなど、サービスの提供に当たって、必要な情報を活用している場合の加算。 送迎を事業所で行わなかった場合に算定する減算。 介護職員の基本的な待遇改善・ベースアップ等、資格や経験
	(I) ADL維持等加算 (Ⅱ) 栄養改善加算 口腔機能向上加算 (I) 口腔機能向上加算 (Ⅱ) 科学的介護推進体 制加算 送迎未実施	60単位 200単位 150単位 160単位 40単位 -47単位	が1以上である場合の加算。 評価対象利用者等の調整済ADL利得を平均して得た値が3以上である場合の加算。 栄養改善が必要な者を的確に把握し、栄養改善サービスの提供に当たって、必要に応じ居宅を訪問した場合の加算。 言語聴覚士、歯科衛生士又は看護職員を1名以上配置。○共同して口腔機能改善管理指導計画を作成○サービスを行い、定期的に記録、定期的な評価口腔機能向上加算(I)の取組に加え、口腔機能改善管理指導計画等の情報を厚生労働省に提出し、口腔機能向上サービスの実施にあたって当該情報その他口腔衛生の管理の適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用している場合の加算。 通所系サービスについて、ADL値、栄養状態、口腔機能、認知症の状況その他の入所者の心身の状況等に係る基本的な情報を、厚生労働省に提出し、且つ必要に応じてサービス計画を見直すなど、サービスの提供に当たって、必要な情報を活用している場合の加算。 送迎を事業所で行わなかった場合に算定する減算。

る充実を図った事業所に対する加算。

- 01 通常の営業時間を超える利用料は1時間につき500円とします
- 02 1ヶ月の合計金額を計算した際に、端数処理の関係で差異が生じます。
- 03 通所介護の基本料金は、①事業所の規模、②サービス提供時間、③利用される方の介護度に応じて全国一律の料金が定められています。

■利用料計算式

_(基本) _ (各 種 加 算)	(合計)
+ + + +	+
	(介護職員処遇改善加算) ×9.2%=
(合計単位数) (介護職員処遇改善加算) +	=
г	(1単位の単価) (負担金額)
	× 10.14 = 円

■表03 その他の料金

該当	内 容	料 金
\square	食費(おやつを含む)	700円
	その他日用品費	100円
	紙パンツ S	85円
	紙パンツ M	94円
	紙パンツL	105円
	紙パンツ LL	118円
	尿とりパット	26円
	紙オムツ(アテント式)	132円
	フィルムテープ	15円
	湿布	25円
	オペガーゼ四つ折り	12円

該当	内 容	料 金
	吸引カテーテル	72円
	歯ブラシ	143円
	手帳用ファイル	97円
	カットバン	6円
	クリミール	158円
	コラーゲンゼリー	172円
	ハイカロリーゼリー	143円
	アイソカル HC	153円
	エンジョイアルギーナ	200円

※ 05 利用料金のお支払い

利用料金の明細は、利用月の翌月10日以降お渡しいたします。利用料金のお支払いにつきましては、利用月の翌月18日に自動振り替えとさせていただき、そのための必要な手続きをお願いいたします。

7. その他 重要事項

通所介護をご利用いただくにあたり、下記6点についてご確認ください。

(1)緊急時対応 契約書第8条 通所介護サービス提供中及び送迎時の訪問の際にご利用者に病状の急変、その他、緊急事態が生じた場合には、速やかにご利用者のご家族、主治医に連絡をいたします。また緊急医療機関等への受診の手配をします。

(2)事故発生時の対応 契約書第14~15条 通所介護サービス提供中に、利用者に賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行います。ただし、契約書第15条に定める場合についてはこの限りではありません。

(3)守秘義務 契約書第9条/第16条

- 当センターは利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し適切な取り扱いに努めます。
- ・守秘義務の徹底・個別記録の開示
- 2. 当センターでは、利用者に対する通所介護サービスの提供に関する書類等を整備し、契約終了の日から2年間保管します。契約者本人またはその代理人の方は、これらの記録を当センター営業時間内に閲覧、または複写を求めることができます。

(4)非常災害対策

消防計画に基づく対応/防 災訓練

台風や降雪等の場合 の営業 当センターでは、事業所管理者を防災担当者及び火元責任者とし、別途定める「白寿会消防計画」により非常災害時の対応を行います。

- 2. 当センターでは、上記「白寿会消防計画」に基づき年2回、防災訓練を行います。
- 3. 台風等の自然災害が発生または発生が予測される場合の営業については、送迎時の安全を確保できるか否かを判断し、臨時休業とする場合があります。具体的には、当日午前7時の時点で、警戒レベル3(高齢者等避難)以上が発令されている場合や、大雨・洪水・暴風などの警報の発令状況、近隣の学校の登校の状況などから営業を中止することもあります。これらの場合は、当センターからご利用者に連絡を入れます。また、降雪等により送迎が困難な場合についても同様の対応といたします。

(5)虐待防止と身体拘束の適正化の推進 契約書第4条

- 1. 当センターでは、利用者等の人権の擁護・虐待防止等のために責任者の下で虐待防止に関する職員研修を実施します。また、年に2回、地域包括支援センターの社会福祉士を招き、虐待調査を行います。
- 2. 当センターでは、虐待防止(身体拘束廃止を含む)委員会を中心として、担当者を配置し、委員会の開催、指針の整備、職員研修の定期的な実施を展開します。

(6)感染症の予防及び 発生時の対応 契約書第5条

- 1. 当センターでは新型コロナウイルス、インフルエンザ、ノロウイルス等の感染症(以下、感染症等と省略)の予防のため、サービス利用前にご利用者、ご家族の発熱・嘔吐・受診状況等の健康状態を確認いたします。
- 2. 当センターでは感染症等の予防のため、介護職員等がマスク、手袋、予防衣等を着用して介護を行います。また、手洗いやうがい、消毒を行います。

3. ご利用者等が感染症等を発症している場合、サービスの利用を見合わせていただくことがあります。その場合は、担当介護支援専門員等と連携を図り、代替サービスの調整等を依頼します。

4. 当センターでは、感染症が発生し、又はまん延しないように、委員会の設置、指針の整備、研修及び訓練の実施等必要な措置を講じます。

(7)感染症や災害への対応力の向上

感染症や災害が発生した場合であっても、必要な介護サービスが提供できるよう体制を構築するため、業務継続に向けた計画を策定し、職員への研修、そして訓練を実施します。

8. 福祉サービス 第三者評価事業

福祉サービスをより質の高い物にするために、福祉施設に対して第三者が評価を行う事です。

- 第三者評価の実施
- 実施年月日
- 評価機関名称
- 評価結果開示状況

未実施

未実施

未実施

未実施

9. 苦情窓口

契約書第18条

(1)事業所窓口

当センターにおける苦情やご相談は以下の窓口で受け付けます。

住 所 〒438-0234 静岡県磐田市掛塚3172番地

電 話 0538-66-5231

担当者 平野 弘恵(管理者/主任)

加藤 真菜美(生活相談員/介護職員)

(2)第三者委員

当センターを運営する社会福祉法人白寿会では、社会福祉法人白寿会 苦情解決委員会規程に基づく苦情解決第三者委員を設置しサービス利用 に対する苦情等に対応しています。

苦情解決第三者委員

大庭 修三 磐田市高木166-1-2

0538-66-1649

鈴木 智子 磐田市堀之内1354

0538-66-1606

齊藤 正喜 磐田市川袋1443-4

0538-66-8268

(3)行政機関窓口

介護保険制度においては、保険者である磐田市及び国民健康保険団体連 合会、静岡県等で苦情を受け付けています。

磐田市高齢者支援課

0538 - 37 - 4869

静岡県国民健康保険団体連合会介護保険課

054 - 253 - 5590

この重要事項説明書は令和7年4月1日より内容を一部変更したものです。

说明者:							
叢 名			氏名			——	
私は、本書i 是供開始に			ら重要事項の説	朗を受け、指定	通所介護事	業所のサー	ビスの
利用者:	住	所					
	氏	名				印_	
代理人:	住	所					
	氏	名				印_	
				令和	年	月	E

ご利用者の情報の取り扱いについて

老人デイサービスセンター白寿園における、ご利用者様の援助・介護の提供に際して報について確認させていただくと共に、サービス担当者会議(指定居宅サービスの事業備及び運営の基準等に関する規則第27条第3項第3号)等においてよりよいサービスをめ、関係者と必要な下記の情報を共有いたします。	業の人員、設
□ デイサービスセンター面接に関する情報(居宅介護支援事業者等よりいただく情報・ 介護保険被保険者証及び負担割合証等に記載された情報 □ 通所介護計画書及び通所介護記録 □ 当施設において発行する機関誌への掲載 □ ご本人及びご家族に関する情報 □ その他必要な情報 ※居宅介護支援事業者及び地域包括支援センター並びに医療機関等の関係者との情報共有に で電話装置その他の情報通信機器を活用することがあります。	
【 利用者 】 1. 上記の情報について、老人デイサービスセンター白寿園に提供することを同意しま 2. 上記の情報について、関係者に提供し共有することに同意します。	ます。
令和 年 月 日	
利用者住所	
利用者氏名	<u> </u>
代理人住所	
代理人氏名	<u> 17 </u>
【 ご家族 】 1. 上記の情報について、老人デイサービスセンター白寿園に提供することを同意しる 2. 上記の情報について、関係者に提供し共有することに同意します。	ます。

令和 年 月 日

ご家族住所

印 ご家族氏名

【 事業者 】

- 1. 上記情報をより良いサービスの提供のため関係者と共有いたします。
- 2. 老人デイサービスセンター白寿園の従業者及び情報を共有する事業者は個人情報を護ります。

令和 年 月 日

事業者住所: 磐田市掛塚3172番地 事業者名称:老人デイサービスセンター白寿園

氏名 印 職名

広報誌等への写真の使用に係る同意書

社会福祉法人白寿会では、地域住民並びにご利用者及びご家族の皆様に法人及び事業所の各種活動の広報や宣伝をはじめ情報を発信するにあたり、ご利用者の写真(顔写真を含む)を使用させていただく場合があります。写真は肖像権を含む重要なプライバシーであることに鑑み、本書面において利用者様の写真の使用についての同意をいただきたくお願いいたします。

【写真を使用させていただく場合が想定されるもの】

- 1. 事業所における利用者様及びご家族様等への通信
- 2. 法人の広報誌
- 3. 法人ホームページ
- 4. 上記に付随する紙媒体又は電子媒体での広報宣伝物
- ○写真を使用させていただく際には、ご利用者の氏名を掲載することはありません。
- ○同意をいただいたご利用者の写真を使用する際に、写真使用の同意をいただいていない方が含まれる場合は、特定されることがないように加工するなどの配慮をいたします。
- ○本書面の同意が得られないことのみをもって、法人のサービス契約を解除する、必要なサービス を提供しないことはありません。
- 1. ご利用者及びご家族への通信(お知らせ)等での写真 (同意します・ 同意しません) 使用について
- 2. 介護保険及び福祉サービス関係者に向けて発信する広 (同意します ・ 同意しません) 報誌における写真使用について
- 3. 地域住民に向けて発信する広報誌における写真使用に (同意します・ 同意しません) ついて
- 4. 当法人のホームページやSNS等における写真使用に (同意します ・ 同意しません) ついて

令和 年 月 日

利用者: 住 所

氏 名 印

代 理 人 : 住 所

 氏
 名